

会議録

1. 附属機関の名称 : 犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会
2. 開催日時 : 令和5年2月7日(火) 午後2時00分から午後3時30分まで
3. 開催場所 : 犬山市役所4階401会議室
4. 出席した者の氏名
 - (1) 委員 赤塚次郎、笈真理子、鬼頭秀明、佐藤正知、村上恵美子、四辻秀紀、奥村好樹
中田哲夫、丸山和成、浅岡宏司
 - (2) 執行機関 滝教育長、中村教育部長
歴史まちづくり課 加藤課長、渡邊課長補佐、中村主査補、大前主事補
5. 報告・協議事項
 - (1) 犬山市文化財保存活用地域計画(案)について
 - (2) 今後の予定について
6. 会議要旨
 - (1) 犬山市文化財保存活用地域計画(案)について
(事務局より資料に基づき、犬山市文化財保存活用地域計画(案)について説明)
委員:1月29日の市民説明会で市民の方から何か意見はあったか。
事務局:今のところ、特にご意見はいただいていない。

委員:9ページの対象範囲、最後のところの「歴史文化資源」をどう捉えるかという説明について。ちょうど
今回、委員長に概念の説明をしていただき、対象範囲が膨らみ、私たち歴史研究会も例えば史跡

や文書だけでなく、様々な意味で人の生業に関わる部分をもっと広い目で研究対象にして、勉強会を開ければと思った。そのような大きい感覚で歴史文化を捉えるという発想に対して、大変心強く思ったという感想を伝えさせていただく。

委員: 前回、歴史文化資源について内容がよく分からないということで、分厚いリストがある。今度これは巻末に追加されるのか。リストアップは大変だったと思うが、これを見てもさっぱり分からない。これは選別しているとのことであるが、とにかくいろいろな分野があっちにあったりこっちにあったり、これとこれは関係があると思っても飛んでいたり、せつかく巻末に追加されるのであれば数にこだわらずに、内容をざっくりまとめた方が見やすいと思う。

委員: 9 ページの差し替えのあったイメージ図について、私が意見を述べたところを直していただいた。そして、三層構造にしても良いが、やはり問題は周辺環境の捉え方である。文化庁が言っているのは例示であって、新しい差し替えの図でいうと、クリーム色の3つ目の枠が全体の周辺環境となり、周辺環境として例示された要素が紫色。なかなか難しいところなので、「文化庁によればこうであるが、文化庁が挙げた要素の中にも我々が歴史文化資源と考えるものがある」などできれば良いと思う。

歴史文化の三層構造の中に入れるので混乱していると思う。文化というのは入れ子状の図面で示せるものとは思わない。歴史文化資源と周辺の環境を繋いだものはいくつもあるので、この入れ子のようにしてまとめて全体が歴史文化であるとするのは、性格が違うもので重なっているので分からない状態になっているのではと思う。

委員長: なかなか二次元化で表現するのは難しい。

事務局: 図や色分けをどこまでできるか、そして言葉で分かりやすく補足できたらと思う。

委員: 周辺環境の取り扱いを工夫しないと、今もすでに分からなくなりかけている。

事務局: 周辺環境であり、歴史文化資源でもあることをうまく説明する必要がある。その場合、方言なども周辺環境として整理した方がよいか。

委員: それは周辺環境ではない。

事務局: そうすると、クリーム色のところでないところに位置付けた方が良いということか。

委員: そうではない。三層構造の文化財の外にあるからよいのである。指定文化財、文化財、その他周辺の三層構造にして、三層以外に我々が着目しているものはある。文化庁は周辺としているが、おそ

らく文化財を支える人々の活動というのも我々にとっては歴史文化資源といたいと思う、そういう形にするのはどうか。

委員長:ここが鬼門だと思う。ぱっと見で分かるというのは難しいだろう。

事務局:今、景観や自然環境、技術というのに対して、その中でも文化財保護法で定義するような内容に該当するものがあるかもしれないと思ってひっかけているが、割り切ってしまうと、あくまでその中のものであって文化財で定義されているものはここから抜いてしまって、という考え方もあるのかなと思った。景観や自然環境はクリーム色で、周辺環境で塗ったもの、緑で塗ったものは周りに配置してしまうという。

委員:非常に難しいということも書いた方がよい。

事務局:文章でもう少し補足するという形になるかと思う。

委員:第4章は2ページだけである。2ページだけのために章立てがあるのは、やはり気になる。保存と活用に関する事柄は第5章、あるいは第6章の最初にまとめても良いと思う。

72ページ「調査研究・共有」のところの課題について。66、67ページから「課題」があつて、次に「方針」ということだが、気になったところは、67ページ「調査研究・共有に関する課題」である。「調査内容に対する偏りを是正する必要がある」との記述がある。「方針」の方の「偏りを解消する」との記述は安易な気がする。また、「偏りがある」、「是正」という言葉にも違和感を覚える。偏りがあるというのはそれだけ特色があつたということでもあるので、これは必要な項目かと以前から思っていた。方針のところで一文書くのなら、課題としてあげなくてもよいのではないか。これを特色として捉えれば、どこの地域にもメインになる文化財はある程度あるので、この辺りを考えていただきたい。

細かいところなので、参考程度にお聞きいただければ。72ページからの「方針」について。パブリックコメントを実施した際、皆様に見られるところは大体この辺りの方針と措置、将来的な体制だと思う。研究における3つ目の丸、行政が主体となるならコーディネートするとか主観的なところを変えていただきたい。

73ページの保存に関する方針に専門家とあるが、ここを文化財保存審議会等と具体的に書いてはどうか。同じく、73ページの継承に関する方針であるが、丸の1番上に小中学校と記述がある。これは幅広く、例えば幼稚園・小学校・中学校・地域の高校などを網羅してはどうか。小中学校を含めて地域を巻き込むということで、継承ということであれば、表現方法はお任せするが、もう少し広げていただけたらと思っている。

事務局:第4章について、文化庁と調整する。第6章の前に入れるとか、インパクトを持たせたいとは思っていたが、先ほどの小中学校のお話も、もっと具体的に広げて書くか、分かりやすく書くよう協議する。

委員:第2回委員会における意見と対応状況について、人物はすでに亡くなっており、保存できないので対象に含めないとある。しかし、その足跡は歴史文化として残っている。これらはすべて取り除かれてしまうと思っていたが、このリストにしっかり要素をリスト化されているので安心した。やはり、私たちが目にするのは、その人物がいなくても、その人の顕彰碑等があると、そこへ行って人物の業績に目を通してみられるので、そういった歴史的人物の顕彰碑や人物史のリストは必ず大切に扱ってほしいという気持ちを持っている。大げさに書かれたりすることも多いが、特に気になっているものは犬山城の正肥の顕彰碑である。漢文で書かれていて読めないが、正肥を称えた文章であったり、犬山城入り口の下にある長州征伐についていった八木彫の顕彰碑であったり、このようなものもしっかりリストにして、顕彰碑、人物史として入れていただきたいという要望がある。

委員:前回、歴史上の人物とその業績が16件挙がっている。これらは抜けて他の箇所に移ったと思うが、その認識でよかったか。私は今回の歴史文化資源という言葉の使用や、今回の計画の理念からすると、「歴史上人物と業績」という表現は分かりやすくかえって良いのではと思う。文化庁がなぜ「歴史資源として保存できないので除くように」としたのか、私は理解しがたい。逆に文化庁はより多くの関連する人をリストアップするように示すべきと思う。地域の歴史や思いというものがあるが、それに反していると思う。人間国宝というものがあるが、それはその人自身を保存している訳ではなく、技を成しているということを説明しているのだと思う。それを勘違いして、「ではこれを除いてしまおう」とするのは、文化庁の真意ともずれているのではないかと心配である。

42ページの遺跡と50ページの埋蔵文化財包蔵地、これらの関係がきちんと整理されていない。遺跡の中に東之宮古墳がある一方、埋蔵文化財包蔵地には92件とある。これはどのような関係になっているのか。

委員長:遺跡と埋蔵文化財の概念であるが、雰囲気としては遺跡の中に埋蔵文化財が含まれていて、東之宮古墳はその両方を兼ね備えているということか。委員4がおっしゃるように、うまく仕分けられたらと思うが、なかなか整理しきれないところがあると思う。

事務局:難しいと思うのは、もともとこの区分は指定の区分を使用しているということがあり、埋蔵文化財の包蔵地の中で指定されたものが、史跡(遺跡)の扱いになる。それと埋蔵文化財包蔵地とはどう異なる

かという、もともとは同じということでもあるので難しい。埋蔵文化財という遺跡のことだけを指すだけではない。

委員:考え方としては周知の遺跡もあるが、どう捉えればよいか。

事務局:周知の埋蔵文化財という整理で問題ない。

委員:43 ページの2,352 件の内訳について、3 行目の種類・分類以降の件数を足しても数が合わない。どういった調査でこの件数になっているのか、丁寧に書いていただきたい。

事務局:実際には実態調査とアンケート調査以外でも、見逃しのあるようなものもリストアップしている。内訳を明確にした方が良くかもしれない。

委員:犬山市がいろいろな形で調査やアンケートを重ねてこのような結果となっているので、成果物として出していただいた方が良くと思う。また中身も大事だが、その経過を知りたい。

委員:67 ページに課題をまとめている箇所がある。ここに「専門知識を有する職員の育成」とあるが、内容は職員の確保についてである。よって、「確保・育成や継続的な調査を可能とする庁内体制の整備を図る」と明確に記述した方が良く思う。

69 ページの課題、保存に関する課題について。指定文化財があり、その周りに周辺環境があり、今後調査を進めていくが、そもそも調査は何のためにあるかという、把握された文化財をどのように活用・保存するためと考えている。今まで価値が明らかでなかったものが現れたときに、市の指定にするか、県指定や国指定にするか、という話が必ず出る。そういった記述も必要かと思う。調査研究の成果により指定等の措置を適切に行う必要があることを一番に挙げておく必要がある。調査事業と保存の大事な点なので入れた方が良く思う。

また、指定されているものに対して、個別に保存・活用の計画が策定されていると良い。東之宮古墳はすでにある。青塚古墳は整備されているので、そのような計画は必要ないという考え方もある。しかし、私は保存・活用の計画を策定することで、これから何が不足しているか、今までの取組をまとめると、青塚古墳が全国でさらに重要なものとして認知される可能性もあると思われる。他の関連文化財、例えば大縣神社、そういったものとの関連性を考えると重要な核となると思う。市指定を含めて、ぜひ指定されたものの計画を立てて推進していくことは、一番重要な取組だと思う。

前回は申し上げたが、犬山の城下町は焼けずに残っている稀有なものなので、周知の埋蔵文化財としてこれからの都市の再開発に備えることも必要である。世界遺産を目指しているということなの

で、なおさらそういった取組が必要である。

事務局:67 ページの調査研究・共有に関する課題、もう少し具体的にということで、「職員の確保・育成や継続的な調査を可能とする庁内体制の整備を図る」と明確に記述したい。

委員:課題に関する方針で、課題のところで方針的なことを書くと方針の内容に重複してしまうので、上手に対応していただきたい。

事務局:上手に考え方として反映させたい。

調査研究の成果で指定等の措置を適切に行うということに関しても、どこかに入れておきたいと思っている。

また保存活用計画については、実際に青塚古墳は整備されて良好に活用されているので計画は作っていないが、例えばヒツバタゴ自生地は現在保存活用計画を作っているの、守るべきものは守るような形で取り組めたらと思う。どのように計画を埋め込むかは吟味するが、考えは持っている。

委員:73 ページの保存に関する方針に専門家とあるが、ここを具体的に文化財保護審議会委員と書いていただければと思う。

事務局:具体的に明示するのか、149 ページでいうと保存・活用に係る主体にクローズアップされており、調査研究機関も挙げられている。保護審議会があり、また、犬山城なら犬山城という風に附属機関としてそれぞれ指導を受ける委員会があるので、うまく総称できたらと思う。

委員:98 ページのところ、東之宮古墳の寄贈品の里帰りを検討していただき嬉しく思う。ここに具体的な活用内容があれば良い。

102 ページの3.方針・措置の景観行政という言葉が分からない。総合計画を見ると、景観形成や景観計画という言葉があるので、それらとの整合性を図っていただきたい。

117 ページの「やろか水」と「入鹿切れ」の意味がよく分からない。注釈か何か入れていただければ。

第9章 151 ページの取組内容「専門職員の増加」とありますが、本当に増員できるのか。難しいようであれば、書かない方が良くもしいない。また「SNS 等を活用した」とあるが、具体的にどういったことか。犬山はいろんなメディア媒体で取り上げられるので、そういったことかとも思う。

153 ページに周辺自治体とありますが、11 月の会議にて、さらなる登録文化財の検討に関する話があった。12 月の中日新聞で、愛知県が条例化を目指しているとのことだったので、国・県および周辺自治体として記述してはどうか。

事務局:職員の増加を目指して頑張っている。書くことによって増加を求めやすい意味合いもある。SNS 等に関しては、「様々なメディア」などの広い表現にする。やろか水や入鹿切れについては、34 ページで犬山市の災害で少し説明がある。当該ページが分かるような記述を追記する。関係施設を歴史文化施設とした方が分かりやすいとも思っている。周辺自治体との連携についても、まさに愛知県の登録のこともあるので、ご指摘いただいた内容を反映する。

委員:先ほど登録制度の話題が上がった。少し小さな話になるが、例えば木曾川鵜飼は市の文化財である。そして、委員がおっしゃられたように、昨年文化財保護法の改正で、県が指定しやすくなるという良い話があった。そこで、109 ページに犬山城の世界遺産を目指すと謳っていることと合わせて、木曾川鵜飼も愛知県の指定文化財を狙っても良いのではと思った。

鵜飼のことでいうと、103 ページの措置に鵜飼の総合調査と継承があることを受け、135 ページに「木曾川犬山鵜飼漁法の総合調査」は行政が行うとされている。一体、行政のどこが実施するのかなと思ひ、149 ページ見ると、歴史まちづくり課が歴史文化資源の調査・研究をしているので、ここに入ってくるのかな、と思う。しかし観光課を見ると、「鵜飼事業などの施策の推進」とある。鵜飼というのはややこしくて、市が行うのは鵜飼事業のみで、周りを取り巻く観覧というのは民間事業になる。船頭が足りないというが、観覧の船頭も足りない先細りの状況である。そうすると、県の指定を目指す仕事や鵜飼の船頭の確保、鵜飼を伝承する仕事というのは、一体どの部分の仕事がどの課に係るのかが分かると思う。

事務局:木曾川鵜飼の調査については、調査研究の下準備に時間を要しながらも実施している。石上げ祭についても同様である。まだ委員会の立ち上げなどはできていないが、将来的な展望を見据えて記述している。また、部署間の役割分担については、どのように表現するか検討中である。他とのバランスもあるので調整が必要となる。指定を目指す思いもあるが、愛知県の立場もあるので、計画に書いて良いのだろうかとも考えている。

委員:文化財リストについて、10 ページ辺りまでは分かるが、工芸品とか皿とか茶碗とか絵画とか、どれがどれだか特定できない。また、名称もイメージできるような明記がないと分からない。どういう観点で

リストを作成されたのか。いつ頃のものかも分からない。ちなみに、これらの写真などはあるのか。

事務局:犬山の歴史に関する文献等から抽出している。よって、写真も揃っているものや名称だけのものなどが混在している。

委員:いつ頃のものかは明確か。そこまで整理できていないと少し不安に思う。今後、さらなる調査をされると思うが、少なくとも所有者が個人なのか寺社等のものなのかが明確である必要がある。

事務局:リストについては、本自体には収録されず別冊の資料扱いになる。文化庁も認定上は必要になってくる。データとしては年代等が分かるもの、情報はあがるが、今回の出し方で省いてしまったところがあるため、その辺りも分かる形で提出させていただきたい。

データとしては年代や所在が判明しているものもある。今回お示した資料ではその部分を省略してしまったため、改めて整理の仕方を検討する。

委員:111 ページの関連文化財群の木曾川や街道のリストの中に、ぜひ栗栖の氷室を追加していただきたい。近世から特に明治に混んでいたところである。ちょうど信号に向かって左手の、今駐車場になっている場所が冬場に水を撒いて何重にもして氷を作ったところだと思う。地名の由来も大事にすると初めの方に記述があったのでまさにぴったりの名前だと思う。

当初、各小中学校に保存してあるものをリストで調べるとおっしゃられていた。その中で、羽黒小学校に関するものを見た気がしたが、私たちが参考にできるのは小学校区のどこにあるかが知りたいので、そこまで書くのを遠慮してこのような表現になっているのかというところである。もう少し分類とか精査していただけるとありがたい。

なお、五榜の掲示の板が塔野地の天道宮神明社横の公民館内にある。本当に素晴らしいというか、四民平等の裏側を支えるものがあり、貴重だと思う。

事務局:場所がどこにあるか把握しているものは座標レベルまで把握している。場所を明らかにしては良くないものもあるためすべて公にはできないが、情報としては持っている。

委員:まきわら舟に復活の動きがある。せっかくそういう動きがあり、支援して実現したら多くの方々が楽しんでいただけたらと思うので、そういった情報も入れるよう検討いただけたらと思う。

委員:無形文化財の犬山焼の写真を、もう少し犬山焼らしい格好いい写真にしていきたい。合わせて葱蓼酒の写真を掲載していただけるとありがたい。外国の方も見えて、こういったものもブームだと

思うので、もう少し良い写真をお願いしたい。

事務局:犬山焼については、良い写真の方に変更させていただく。葱蓼酒は100ページに載せており、なるべく重複することがないように割り振りしている。

委員:前回はプラットフォームのことで意見が出たが、犬山学は地元で大学があることが大きな強みであり、一緒に取り組んでいるのは良いことだと思う。ところで、148ページの全体の協力・支援については、市の事業で間違いないか。協力・支援とはいったいどの事業をやられているのか。私は白帝文庫に勤務しており、白帝文庫と犬山学研究センターと共通しているが、地域の公共団体の事業と大学側でしていることでは、姿勢が変わってしまうことがある。市の立ち位置をもう少し前に出していただきたいと思う。

今後は、様々なことを進められる予定とのことだが、どのように記録を残すか。記録を残さないと責任の所在が明らかにならない。古い記録がないと悩ましい事態が起きるため、措置をしていただきたい。

事務局:今の図の説明であるが、今回の地域計画の一番のポイントだと思っている。皆様と私たちの悩みは、一緒に活動する場所がないということである。行政としてやるべきことはやる。あくまで連携体制をイメージしている図とさせていただければ良いと思う。私たちが一歩引いているという訳ではなく、もちろん協力はするが、皆様が繋がる場所が名古屋経済大学犬山学研究センターということである。そこがプラットフォームとなって、一緒に集まれる場所を作っていただく。もちろん市も一緒になって推進していく。このような連携体制をご理解いただき、本計画の肝にしたいと思いを込めて、この図にさせていただいている。

記録がどうなるかというご心配もあるので、どのように運用していくかについては、名古屋経済大学と市の方で協議しながら効果的な体制構築を考えていきたい。

委員:前回の会議で取り上げられて以降、大学の中でも様々な議論を経て、プラットフォーム「的」な役割として協力する。我々としても犬山市と協力し、様々な資料を保存していきたい。現在、分散して残っている文化財をどのように保存していくか、将来的には、そのものを保存していく方法と、写真として残していくことが考えられる。それをどこでやるかというのは犬山市の役割だと思うが、当センターでは、そのお手伝いをさせていただきたいと考えている。センター長と話したが、年に1、2回、学校関係者や地域関係者と会合を開き、どのように進行するか決めていこうということで、プラットフォーム「的」な役割ということである。なお、図の犬山市はもっと大きくて良いと思っている。

委員:本計画の期間は10年間であるのに対し、総合計画は8年間である。この2年の差は問題ないか。

事務局:その都度変更があれば見直しを図る。

委員:プラットフォーム的な役割を名古屋経済大学犬山学研究センターが担われるということだが、昨日も同様の話をうかがった。私は犬山学の評価委員を勤めており、毎年1回それぞれの事業を評価する。それにこの事業が入っている。これからどのような形で進んでいくかは気になるところであり、個人的には、犬山市の明確な位置付けがないと大変だと思っている。

委員:他の計画にて、大学がプラットフォーム的な役割をしていることはあるのか。

委員:全貌が見えていないので、分かりかねる。

委員長:今日の話聞いた限りでは、後半部分は問題ないかと思っている。修正が必要な箇所は事務局の方で対応していただく。文化庁から修正があるかもしれないが、この委員会の最終案としてはこれでよいか。

委員:異議なし。

委員長:それでは本日頂いた意見を踏まえて修正を行い、当委員会の最終案として事務局で手続きをお願いしたい。

(2) 今後の予定について

(事務局より資料に基づき、本日の委員会までの流れと来年の9月までのスケジュールについて説明)

意見無し